

＜主な子育て支援制度＞

制 度	男性	女性	給与	妊娠	産前 8週	出産	産後 8週	1歳	2歳	3歳	小学校 入学	中学校 入学	内 容 等
産前産後休暇		○	有給		←→								産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から産後8週間まで
出産補助休暇	○		有給		←→								妻の出産に係る入院の日から出産後2週間の期間で3日以内
育児参加休暇	○		有給		←→								出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産後8週間の期間で5日以内
育児休暇	○	○	有給		←→								子が1歳6月に達するまで、1日2回それぞれ45分以内又は1日1回90分以内
育児休業	○	○	無給 (*)		←→								子が3歳に達するまで ※子が1歳に達するまでは地方公務員共済組合から育児休業手当金が支給されます。
部分休業	○	○	減額		←→								子が小学校就学の始期に達するまで、勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内
育児短時間勤務	○	○	減額		←→								子が小学校就学の始期に達するまで、勤務時間を短縮(定められた勤務形態から選択)
看護休暇	○	○	有給		←→								子が中学校就学の始期に達するまで、年度内に5日(子が2人以上の場合は10日)以内